

路線名： 一般国道 142 号他

箇所名： 諏訪郡下諏訪町工区

小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務

(道路、除雪、河川、砂防)

特記仕様書

令和 4 年 1 月

長野県諏訪建設事務所

第1条 総則

この特記仕様書は長野県土木工事共通仕様書（建設部）（令和3年10月1日適用）（以下「共通仕様書」という。）に規定する特記仕様書で、小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務（道路、除雪、河川、砂防）に適用する。

1. 当該工事の施工にあたっての一般的事項は、「共通仕様書」によるものとする。
2. 受注者は、別紙「道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る大規模地震発生時の道路パトロール運用要領（案）」（以下、「運用要領（案）」という。）により、大規模地震（震度6弱以上）が発生した場合、自主的に道路パトロールを行うこととする。

第2条 現場代理人及び主任技術者

1. 当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、請負者が入札時に提出した技術提案資料に記載した配置予定の者でなければならない。
2. 配置技術者は建設業法第26条第1項の規定によらなければならない。また、他の工事との兼務は可能とするがその工事の請負額が3,500万円以上の場合にはこの限りではない。
3. 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。
4. 契約中における配置技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付 国土建第349号）に定めるとおりとする。

第3条 施工計画書

1. 受注者は工事を実施するにあたって共通仕様書1-1-1-6に定める施工計画書を提出しなければならない。また、現場組織表を変更する場合は、速やかに提出しなければならない。
2. 受注者は施工計画書に基づき工事を実施する場合は、作業日、工程、箇所及び数量等について予め監督員と協議することとする。
3. 受注者は、運用要領（案）に基づくパトロールの実施体制表について、施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

第4条 貸付機械等

当該工事において長野県が管理する建設機械を受注者に貸し付ける場合は、その取扱いについて別途定めるものとする。

第5条 廃棄物及び建設副産物

1. 受注者は、本工事の施工に伴い発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
2. 共通仕様書第1編第1章1-1-1-23建設副産物の第4項、第5項及び第6項の規定における提出にあたっては、事前に監督員の確認を受けるものとする。

第6条 施工管理等

1. 当該工事の施工管理は、「長野県土木工事施工管理基準」によるものとする。
2. 当該工事の写真管理は、「写真管理基準」によるものとする。

第7条 工事中の安全確保

1. 受注者は工事の施工にあたっては周辺の地形・地質・交通状況等に応じ、十分な安全確保に努めなければならない。
2. 工事期間中、特に夜間においては道路灯、バリケード等を設置し、十分な安全確保を行わなければならない。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合には、その管理者と立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡したうえで応急措置を講じ、受注者の負担により補修しなければならない。
5. 交通規制を伴う工事を実施する場合には、原則として交通誘導警備員を配置するものとし、資格者又は経験1年以上のものとする。ただし、交通量が少ない場合は監督員との協議のうえ、信号による規制等に代えることができる。

第8条 概算数量

当該工事の発注にあたり示した数量は概算数量であり、詳細については監督員の指示によるものとする。

第9条 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。また、その雇用する職員についても同様とする。

第10条 工事成績

当該工事は精算額に係わらず「長野県工事成績評定要領」の対象工事とはならない。

除雪業務特記仕様書

この特記仕様書は、長野県建設部の発注機関の長（以下「発注者」という。）が発注する施工体制確認型契約方式より契約した車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務について、受注者が適正に履行するため、業務及び貸付機械に関する仕様を示すものである。

1 除雪業務について

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、除雪業務について適用するものとする。

2 本仕様書に定めのない事項については、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1編共通編の規定によるものとする。

3 受注者は、設計資料において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計資料に相違がある場合は、原則として設計資料の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック	(平成16年12月)
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)

(一般事項)

第2条 受注者は、異常降雪時を除き次に定める除雪水準による幅員を確保することを目標として作業しなければならない。なお、異常降雪時における目標は、監督員の指示によるものとする。

(除雪水準)

区分	日交通量の基準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によって、1車線幅員で待避所を設置する。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。

2 受注者は、除雪業務の遂行にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。

3 受注者は、業務委託区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督員にその処置を報告し、指示を受けなければならない。

4 受注者は、除雪業務において、業務区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に監督員と協議しなければならない。

5 受注者は、作業内容、気象及び道路状況について、求められた場合には監督員に報告しなければならない。

6 受注者は、業務区間及び事前に発注者と受注者とが協議を行った除雪等の業務が想定される区間の道路付属物や占用物件等について、事前に作業上支障となる箇所を把握を行い、事故の防止につとめなければならない。

7 受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を受けなければならない。

8 受注者は、除雪業務の遂行においては、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。

ない。

- 9 業務遂行時における緊急事態に備え、連絡体制を定め監督員に提出しなければならない。(様式 1、施工体制資料)
- 10 本仕様書及び除雪業務実施要領に基づく適正な業務が遂行されない等、発注者が受注者に対して指導すべき事項があった場合は、文書(協議書、監督日誌等)にて指導を行うものとする。1 回目の指導事項が速やかにまたは次の除雪作業までに改善されない場合は、文書(協議書、監督日誌等)にて再度指導を行うものとする。2 回目の指導事項が速やかにまたは次の除雪作業までに改善されない場合は、「改善指示書」(様式 3)により指示するものとする。また、事前に文書(協議書、監督日誌等)による指導を行っていない場合であっても、受注者の過失による事故等重大な事項については、「改善指示書」(様式 3)により指示するものとする。

(作業基準等)

第 3 条 業務は「作業区分と出動基準」(別紙-1)に基づき行うものとする。

2 車道除雪について

- (1) 降雪により交通障害を発生させないように速やかに行うものとする。

3 歩道除雪について

- (1) 歩道除雪を実施する時期、箇所、実施方法は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、ハンドガイド式除雪車により業務を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針(案)の規定によらなければならない。

4 凍結防止剤散布について

- (1) 凍結防止剤については、発注者が提供するものとする。
- (2) 凍結防止剤のストックヤード及び積込用機械については、受注者が用意するものとする。
- (3) 受注者は、凍結防止剤の散布業務にあたっては、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- (4) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、監督員の指示によるものとする。

5 雪道巡回について

- (1) 雪道巡回は、業務受託区間について、監督員の指示があった場合に実施するものとする。
- (2) 受注者は、雪道巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督員へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。

(待機、準備及び臨時的な業務等)

第 4 条 速やかな除雪業務を遂行するため、次の待機、準備を行うものとする。また、排雪等臨時的に行う業務の単価、及び監督員が必要と認める単価については、受注者と随意契約を行うものとする。

1 除雪機械待機

- (1) 受注者は、監督員が大雪注意報・警報発令時以外に、夜間(20時～8時)不時の除雪に備えて指示した場合は、指示した場所に待機対象の除雪機械及び運転要員等を待機させなければならない。
- (2) 除雪機械の出動については、監督員の指示によるものとする。
- (3) 発令後 20 時～8 時の間に 3 時間以上の稼働があった場合、待機補償費は支払わないものとする。

2 除雪機械運転要員待機

- (1) 受注者は、夜間(20時～8時)に大雪注意報または警報が発令された場合は、運転要員を常に出勤できる状態で待機させなければならない。
- (2) 運転要員は、出勤基準に達した場合、もしくは監督員から指示があった場合は、直ちに出勤

しなければならない。

(3) 支払は待機不稼働の場合とする。

3 情報員待機

(1) 受注者は、17時発表の天気予報において当日夜間から翌朝にかけて降雪予報が発令された場合、情報員を待機させなければならない。

(2) 情報員は、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、常時、運転要員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。

4 袋詰凍結防止剤積込

袋詰凍結防止剤積込は、袋詰凍結防止剤を積込んで使用した時に支払うものとする。

5 雪道巡回

発注者の指示に基づき、受注者が雪道巡回を実施した場合に支払うものとする。

(使用機械)

第5条 貸付機械及び持込機械については、それぞれ工区ごとに定める「除雪業務内訳書」のとおりとする。

2 貸付機械の取り扱いについては、「2 貸付機械」によるものとする。

3 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

4 発注者が受注者に凍結防止剤散布機積込トラックを貸与しない場合は、受注者の責任において用意しなければならない。この場合、発注者は受注者に借上費を支払うものとする。

5 持込機械を変更しようとする場合は、監督員に協議するものとする。

6 持込機械の諸手続きが未了の場合は、監督員に報告のうえ速やかに手続きを行い、手続き完了後は監督員の確認を受けなければならない。

7 機械管理費は、1シーズン（冬山除雪を対象）の除雪機械の保有・維持修理・管理に係る経費で、機種に応じた固定費とする。なお、機種に変更があった場合は、監督員と協議し精算する。

8 4月以降は、故障が発生した場合でも、3月末時点の使用機械と同等以上の性能を有する機械を配備すること。

9 機械管理費は、契約書記載の機械管理費単価に基づき支払うものとする。

(作業日報)

第6条 作業日報の様式については、各発注機関において定めるものとする。

2 受注者は、作業日報、運転記録紙等を監督員の指示により提出しなければならない。

(出来形確認)

第7条 出来形の確認は、「出来形確認方法」（別紙-2）のとおりとする。

2 受注者は監督員が設置されたGPSロガーやドライブレコーダーのデータの提出を求めた場合は速やかにデータの提出しなければならない。

(苦情等の処理)

第8条 業務中に沿道住民等から苦情または意見等のあった時は丁寧に應對し、直ちに監督員に報告するとともに適切な処置をとらなければならない。

2 貸付機械について

(機械の貸付)

第9条 第5条第2項に定める貸付機械は発注者が受注者に貸付けるものとし、発注者はあらかじめ機械貸与決議書を整備するものとする。

- 2 発注者は、機械を貸与したときは、受注者から「除雪機械借用書」(様式2)(以下「借用書」という。)を徴さなければならない。
- 3 発注者は、機械を発注者の指定した日時及び場所に受注者又はその代理人を立ち合わせ、当該機械の整備状況を確認させたうえ借用書と引き替えに貸与するものとする。

(貸付機械の管理)

第10条 受注者は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。

- 2 受注者は、機械の使用、管理等については、次の各号に掲げる事項に注意し常に監督員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。
 - (1) 機械は担保に供しないこと。
 - (2) 機械は、貸与を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (3) 機械の日常整備、修理を完全に実施すること。また、腐食防止のため洗車を定期的に行うこと。
 - (4) 機械の整備については、当該機械に精通した熟練者を当てること。
 - (5) 発注者は、受注者が機械の引き渡しを受けた後に正当な理由なしに機械を使用しない場合は、この仕様書に違反した場合には機械の返納を命ずることができる。
 - (6) 貸付機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン、カッティングエッジ等については、監督員が摩耗状況を判断して引渡しするが、シャープピン等軽微な消耗品については、受注者の負担とする。
 - (7) 受注者は、貸付機械が次の事項に該当したときは、遅滞なく監督員に連絡してその指示を受けるものとする。
 - ①故障、損耗等により正常な運転が出来ない時、またはそのおそれのあるとき。
 - ②事故発生時
 - ③タコグラフ、タコメータ、GPS ロガーやドライブレコーダー等が正常に作動しないとき。

(貸付機械の損害の負担)

第11条 受注者は、機械を亡失し又は毀損したときは直ちに発注者の指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の亡失又は毀損が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従いすみやかに機械を修理し又は代品を納め若しくはその損害を賠償しなければならない。
- 3 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補償について発注者、受注者協議して決定するものとする。

(貸付機械の返納)

第12条 発注者は、貸付機械を返納させる場合には発注者の指定した日時、場所において受注者又はその代理人を立ち合わせ当該機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において受注者は、「除雪機械返納書」(様式2)を提出するものとする。

(貸付機械の監査)

第13条 発注者は、貸与期間中に機械使用状況の監査を行うことができる。

- 2 受注者は、前項の監査により指示された事項を直ちに履行しその結果を発注者に報告しなければ

ばならない。

(貸付機械の経費負担)

第 14 条 次の各号に掲げる諸費用は受注者の負担とする。

- (1) 機械の監査に直接必要な経費。
- (2) 機械の返納に要する費用。
- (3) 機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用。
- (4) 機械の管理に要する費用。

(貸付機械の任意保険)

第 15 条 受注者は、貸付機械が自動車損害賠償保険法の適用をうける自動車であるときは、貸付期間中の賠償保険に加入しなければならない。保険条件については、下表以上の内容とする。なお、受注者は任意保険加入後に保険証書の写しを添付のうえ、任意保険料の委託金額を発注者に協議するものとする。

発注者は協議内容を確認のうえ、前項基準金額に対する任意保険料を支払うものとする。なお、発注者は受注者が条件以上の保険に加入することを妨げるものではない。

基準金額	対人保険	無 制 限
	対物保険	無 制 限 (免責なし)

3 その他

(臨機の対応)

第 16 条 豪雪時等の緊急時においては、発注者と受注者とが協議のうえ、契約工区外の除雪等の業務を実施することができるものとする。

様式1

緊急時の連絡体制

ブロック	工 区	受 託 者 名	会 社 連 絡 先	
			電 話 番 号	
			F A X 番 号	
			メー ル ア ド レ ス	

緊急時連絡電話番号（平日）				
連絡順	氏 名	職 名	電話番号	携帯電話

緊急時連絡電話番号（夜間・休日）				
連絡順	氏 名	職 名	電話番号	携帯電話

注) 1. 連絡順の第1番目は、情報員としてください。

2. 2名以上登録してください。

様式2

令和 年 月 日

〇〇建設事務所長 様

借受人 事業者の住所
氏 名 印
代理人 氏 名 印

借用書
除雪機械 返納

〇〇業務に使用する 下記除雪機械を機能現況確認のうえ、
返納 受領 しました。

記

除雪機械名	形式	機械番号	附属品			引渡しを受けた場所	貸付期間	備考
			名称	規格	数量			

引渡し立会者
(建設事務所) 氏 名 印

(借受人) 氏 氏 印

<h1 style="margin: 0;">改 善 指 示 書</h1> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(受注者) 様</p>	
業 務 名	：
ブ ロ ッ ク 名	：
工 区 名	：
<p>改善の内容</p> <p>(記入例)</p> <p>令和〇〇年〇月〇日及び令和〇〇年〇月〇日の降雪に伴う車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務について、「除雪業務特記仕様書」及び「除雪業務実施要領」に基づいた作業が実施されていなかったため監督日誌(若しくは協議書)で指導を行っているところですが、令和〇〇年〇月〇日の降雪時においても深夜から降り出した雪が出勤基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想されたにもかかわらず、車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務を実施せず、通勤通学並びにバス等の通行に支障を来している状況を確認しました。</p> <p>については、直ちに「除雪業務特記仕様書」及び「除雪業務実施要領」に基づいた作業を行うよう改善処理するとともに、経過と再発防止策について文書で提出のこと。</p>	
改善の期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
<p>上記のとおり改善を指示します。 改善完了後は、施工協議書により報告してください。</p> <p>令和〇〇 (〇〇〇〇) 年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin-left: 40px;">〇〇建設事務所 〇〇課</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>総括監督員</p> <p>主任監督員</p> <p>監督員</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>	

作業区分と出動基準

作業区分		作業概要	出動基準
車 道 除 雪	新雪除雪	路面の新雪を路側へ排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前の比較的高速作業をなす状態にある場合の作業をいう。	①降雪量が基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想される時。 ②降雪をそのまま放置しておく、凍結等により交通障害が予想される時。 ③その他監督員の指示による時。 【基準】 重点区間 5～10cm 幹線道路の峠区間 市街地を中心とする交通量の多い幹線道路 一般区間 10～15cm 上記以外
	路面整正	圧雪路面において、交通量の増大、気温の変化により、轍掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。	①路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となることが予想される時。 ②気温の上昇にともない圧雪がゆるみだした場合。 ③その他監督員の指示による時。
	圧雪処理	路面上に成長した圧雪または氷盤を除去、切削する作業をいう。	①部分的な圧雪、氷雪盤が生じ、交通に支障をきたすと思われる場合。 ②気温の上昇や、通行車両の攪乱作用などにより、極端な不陸を生じ、交通障害をきたすと思われる場合。 ③その他監督員の指示による時。
	拡幅除雪	路側に堆積された雪及び吹き溜まりを、所定の幅員の確保、次期除雪の堆雪スペースの確保のため、さらに路側に排除したり雪堤に積み上げる作業をいう。	①雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となった時。 ②雪堤が高くなり見通しが悪く、交通に支障をきたすと思われる場合。 ③次期除雪の堆雪スペースの確保が困難となることが予想される時。 ④その他監督員の指示による時。
歩道除雪		歩道上の新雪を通行者や自転車による散乱や硬い圧雪が形成される前に路側へ排除する作業をいう	①降雪をそのまま放置しておく積雪・圧雪・凍結等により歩行障害が予想される場合で、監督員の指示による時。
凍結防止剤 散布		路面及び路面上の雪の凍結防止、氷盤処理の際の補助のための凍結防止剤の散布、車両の滑り防止のための砂散布の作業をいう。	①気象状況、路面状況などから、凍結路面の発生が予想される場合で概ね下記のような場合。 ・路面が新雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結化のおそれがある時。 ・降雪や融雪により路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがある時。 ②凍結路面が発生し、車両の円滑な走行が困難となるおそれがある時。 ③その他監督員の指示による時。 ④散布量 予防散布 20g/m ² 程度 融解補助 30～40g/m ² 程度
雪道巡回		路面状況や気象状況等の把握のために行うパトロール作業をいう。	①監督員の指示による時。

出来形確認方法

工 種	種別・細別	測定単位	測定方法	測定基準	摘 要
一般除雪工	除雪ドーザ 除雪グレーダ 除雪トラック ロータリ除雪車 その他除雪専用車	時間（１０分）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、 作業状況）	１回／日 〃	記録紙はタコメーター、タスクメーターのものとする。 ドライブレコーダー、ICカード装備車両は、監督員の指示による。 除雪管理システム運用に伴い関連機器を搭載した機械においては、当面の間、タスクメーターとの併用により対応するものとする。 なお、精算の根拠は、システムの計測を原則とするが、支障がある場合はこの限りではない。（監督員との協議により決定すること）
運搬排雪工	積込用機械 ダンプトラック その他使用機械	時間（１０分）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、 作業状況）	１回／日 〃	
凍結防止工	凍結防止剤散布専用車 凍結防止剤散布装置搭載車	時間（１０分） 重量（t）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、 作業状況）	１回／日 〃	
歩道除雪工	小型除雪車 ハンドロータリー	時間（１０分）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、 作業状況）	１回／日 〃	
雪道巡回工	パトロール車	回	日報 監督員の確認	１回／日	
待機補償		回	日報 監督員の確認	１回／日	

防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、長野県諏訪建設事務所が管理する一般国道142号「新和田トンネル」に設置している施設（以下「施設」という。）に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項はこの仕様書に優先する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における監督員、指示、承諾、協議及び配置員とは次の定義によるものとする。

- (1) 「監督員」とは、業務委託契約書に別に定めがある場合を除き、諏訪建設事務所長が指定した職員をいう。
- (2) 「指示」とは、監督員が受託者に対し道路管理上必要となる事項について方針、措置、基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (4) 「協議」とは、発注者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (5) 「配置員」とは、業務執行時に配置される監視員、現場作業員、道路パトロール員をいう。
- (6) 前2号から4号は書面により行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭によることができるものとし、後日書面を整備する。

(一般的義務)

第3条 受託者は業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する配置員を当てるものとする。

- 2 配置員は業務の履行に専念し、かつ円滑に履行するものとする。
- 3 配置員は業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 配置員は業務に直接関係の無い場所に入入りしてはならない。
- 5 配置員は業務の履行において安全の確保及び火気等の取扱いに留意するものとする。
- 6 配置員は別途履行中の他の業務と履行場所が同一、又は業務内容が関係する場合は相互に協調を図るものとする。

(配置員)

第4条 配置員は基礎的な技術及び知識を有する者とする。また、道路パトロール員は普通自動車（道路パトロール車）を運転する資格と技術を有する者とする。

(監視基準等)

第5条 業務の履行に当たってはこの仕様書及び特記仕様書による他、次の各号にあげる諸法規を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく命令
- (2) 電気事業法及びこれに基づく命令
- (3) 電気通信事業法、有線通信事業法及びこれに基づく命令
- (4) その他関係諸法規及びこれに基づく命令

(貸与品)

第6条 業務に直接必要な図書、予備品及び測定機器類等は委託者の所有するものを使用できるものとし、測定機器等の貸与品については特記仕様書で定めるものとする。

2 受託者は前項の規定により委託者の予備品及び測定機器類等を使用する場合には、事前に監督員の承諾を得るものとし、その内容を記録表に記入するものとする。

(履行上の注意)

第7条 業務の履行上生じた不良箇所等で明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第8条 配置員は業務の履行に適した服装とし、名札等により身分を明確にするものとする。また、環境の整備等に留意するものとする。

2 業務の履行に当たって施設等の運用を休止させてはならない。但し、監督員の承諾を得たものはこの限りでない。

3 業務のうち、無線通信施設でその内容が電波法及びこれに基づく命令に定める電波の質に影響を与える作業を行う場合は、監督員の指示を受けるものとする。

(業務の一時休止)

第9条 業務の履行中、監督員から業務の一時休止の指示を受けた場合は、これに従うものとする。

(臨機の措置)

第10条 配置員は業務の履行中において施設等に異常事態が発生し、若しくはその発生が予想される場合、または災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、配置員はそのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、配置員に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(検査)

第11条 受託者は既済部分検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ点検記録簿及び関係資料等の成果品を提出し、主任技術者が立会のうえ検査を受けるものとする。

(提出書類)

第12条 受託者は契約後遅滞なく次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 各配置員の通知書

(2) 業務計画書

(3) その他監督員が指示したもの

2 業務における指示、承諾及び協議に関する書類

3 第1項の計画書等は監督員の承諾を得るものとする。

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、受託者は業務が遅滞なく履行できるよう、配置員の教育等の準備を行うこと。

防災情報装置監視・路線パトロール等業務特記仕様書

1 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、「防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本業務は、長野県諏訪建設事務所が管理する一般国道142号「新和田トンネル」の現場作業及び路線パトロール業務に適用する。

（業務の目的）

第2条 本業務は、トンネル防災設備に異常が感知された場合や事故等の報告があった場合等（以下「緊急時」という）に、現場において復旧作業や情報収集に当たるほか、道路、トンネル、構造物等の状況を道路パトロールにより把握し、その異常並びに不法占用等に対して適切な措置を講じることにより、適正な道路管理を確保することを目的とする。

（実施区間）

第3条 本業務の実施区間は下記に示す範囲の約L=12.4km区間とする。

自 小県郡長和町新和田トンネル上田側坑口

至 岡谷市長地湖北トンネル岡谷側坑口

（従事者の選任）

第5条 本業務を履行するために置く配置員を現場作業員という。現場作業員は現場代理人及び主任技術者と兼ねることができる。

2 主任技術者は本業務の総括及び技術的指導を行うものとし、一級又は二級土木施工管理技士の資格又は建設工事に關し十年以上の実務経験のいずれかの一を有する者で、必要な知識、技術及び経験を有するものとする。

3 主任技術者に二級土木施工管理技士の資格者又は建設工事に關し十年以上の実務経験者を選任した場合は、別に一級土木施工管理技士の資格者を監理技術者として選任し、技術的指導を行うものとする。

4 現場作業員は主任技術者の指導のもとで現場作業及び道路パトロールの業務を行うものとし、必要な知識及び技能を有するものとする。

5 監督員は現場作業員の能力及び適性が不相当と認めたときは、受託者と協議して変更を求めることができるものとする。

6 現場作業員は現場作業業務とパトロール業務を兼務することができるが、作業が重複する場合及び異常時の対応等のため、4名以上選任するものとする。

（提出書類）

第6条 受託者は共通仕様書に掲げる提出書類の他に次に示す書類を提出し承諾を得るものとする。

名 称	提 出 期 限	部 数	摘 要
現場作業員通知書	着手前	1	経歴書含む
勤務計画表及び 実施工程表	当該月の3日前	1	年間分は履行計画書 を含む
業務完了報告書	完了時	1	

なお、変更がある場合はその都度提出し承諾を得るものとする。
報告書は次によるものとする。

名 称	期 間	提出期限	摘 要
新和田トンネル道路作業報告	その都度	発生後3日以内	様式－作業
道路パトロール日誌	毎 日	翌 日	様式－日誌
事故報告書（等）	その都度	発生後3日以内	
その他監督員の指示するもの	その都度	別途指示する日	

（準拠規定等）

第7条 本業務は次の各号に掲げる規定等に基づき実施するものとする。

- (1) 防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書
- (2) その他監督員が指示する監視要領等

（打合せ）

第8条 現場作業員は監督員と常に連絡を行い、連絡事項はその都度記録のうえ打合せの際相互に確認するものとする。

（交通安全管理）

第9条 現場作業及び路線パトロール業務における安全管理は、受託者の責任において行うものとする。

第2章 現場作業

（現場作業業務内容）

第10条 現場作業は、緊急時に備えての待機及び緊急時における現場での作業をいう。主な作業等を例示すると次のとおりである。

- (1) 現場作業は監督員の指示により実施する。ただし、緊急を要する場合の諏訪建設事務所水防当番・トンネル防災システム監視委託業者からの指示は監督員のものとみなし、現場作業を実施することができる。
- (2) 待機時間及び人員配置
待機とは概ね30分以内に業務実施区間に到着し、作業が開始できるような体制を確保することをいう。

種 別	待 機 時 間	人 員
平日	8 : 3 0 ~ 翌朝 8 : 3 0	現場作業員 2 名
土曜日、日曜祝祭日	8 : 3 0 ~ 翌朝 8 : 3 0	現場作業員 2 名

(3) 事故等障害発生時の現場確認

トンネル防災システム監視委託業者から事故等の障害が発生し、現場確認の依頼があった場合は、速やかに出動し現場の確認作業を行う。

(4) 事故処理等の補助

事故等の障害が発生し現場に出動した場合、道路管理又は交通管理上必要があると認められる場合は、交通誘導等の事故処理の補助作業を行う。

(5) 簡易な応急措置

事故等の障害によりガードレール等が破損した場合のバリケード設置や路上のオイル漏れ処理等の簡易な応急措置を行う。

(6) 通行制限の現場対応

落石、道路構造物の損傷等道路管理上の事由により通行制限を行う必要が生じた場合、現場にて通行制限の作業を行う。

(7) 防災情報装置（押ボタン通報装置等）警報の確認、解除

防災情報装置に警報が発せられた場合、トンネル防災システム監視委託業者と協力して、現地確認及び現地警報装置の解除等の作業を行う。

(8) その他監督員が特に指示した事項

(9) 現場作業に着手する場合及び完了した場合は、応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに状況等を監督員に報告し、後日新和田トンネル道路作業報告等を提出するものとする。

（車両及び資機材等）

第 11 条 現場作業に使用する車両は、資機材が十分積み込めるトラックを使用するものとし、受託者が用意する。

2 現場に出動する場合は、車両には黄色灯を装備し、車両の両側に「長野県道路維持作業車」と明示する。

3 トンネル内の押しボタン通報装置の警報が発せられた場合の事故メール配信を受けられるための携帯電話への設定費用及び携帯電話 2 台は、受託者が用意する。なお、電話料金等の支払いは、受託者にて行い、毎月ごと、発注者に請求書及び領収書を提出するものとする。

4 現場作業に必要となる資機材は受託者が用意するものとするが、下記資機材については、監督員の承諾を得て委託者の備えている資機材を使用することができる。

(1) バリケード等

(2) 案内看板類

(3) 舗装補修用常温合材

(4) オイル吸着剤

- (5) 砂
- (6) 融雪剤（冬期間のみ）
- (7) その他必要に応じた機材で監督員の承諾を得たもの

（現場作業班の編成）

第 12 条 現場作業は通常 2 名（運転者含む）とし、異常時は監督員の指示によるものとする。

（現場作業の履行）

第 13 条 現場作業員は現場作業に適した服装と腕章等により身分を明確にするものとし、また環境の整備等に留意するものとする。

第 3 章 路線パトロール

（路線パトロール業務内容）

第 14 条 路線パトロールは原則として週 2 日（平日 1 日、週休日又は祝日 1 日）早朝から実施するものとし、必要に応じ監督員の指示により時間をずらし、又は回数を増やし実施する。

2 パトロールを行う現場作業員は、事前にトンネル、橋梁、道路幅員等について十分把握しておくものとする。

3 主なパトロール業務は次のとおりとする。

(1) 路面状況

路面の汚れ及び破損並びにゴミ等の散乱、路面への落石及び崩土、積雪、凍結状況

(2) 路肩、路側の状況

車道部との段差、欠損等

(3) 法面の状況

法面の崩壊、落石等の有無、雪崩発生の危険性

(4) 排水施設の状況

排水施設の破損、通水状況

(5) 擁壁の状況

擁壁、積ブロック、法枠工等のひび割れ、移動、はらみ等

(6) 橋梁の状況

高欄の破損、伸縮装置の異常

(7) トンネルの状況

覆工の側壁部の汚れ、ひび割れの状況、漏水の有無、照明施設の状況、坑門及び坑門付近の斜面状況、雪庇の有無

(8) 保安設備、安全施設等の状況

防護柵、道路標識、道路情報板、視線誘導標、区画線の不鮮明部分の有無

(9) その他通行に支障となるもの

道路の不法占用、不法使用等、工事区間の路面状況及び保安施設の状況

(10) その他監督員が特に指示した事項

(道路施設に異常を発見した場合)

第 15 条 現場作業員はパトロール業務を履行中、施設に軽微な異常（障害物等の撤去、簡易なポットホール、簡易な除雪及び融雪剤散布等）を発見した場合は、応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに措置をとるとともに、監督員に報告するものとする。その他の異常（路面の穴、壁面の崩れ、法面の崩れ等）を発見した場合は応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに監督員に報告するものとする。

2 道路施設等に災害発生の恐れがあると認められる場合は、直ちに監督員に報告しその指示を受けるものとする。

3 道路施設等に災害が発生、または重大な交通事故等により全面通行止めの必要が生じた場合は、「新和田トンネル管理マニュアルの火災・事故発生時の措置」により直ちに消防及び警察への通報並びに監督員への通報を迅速に行うものとし、監督員の指示を受けるものとする。

(パトロール車両及び携行する資機材)

第 16 条 パトロールに使用する車両は、受託者が用意する。

2 パトロールする場合は、車両には黄色灯を装備し、車両の両側に「長野県道路パトロール車」と明示する。

3 パトロールに必要な資機材は受託者が用意するものとするが、下記資機材については、監督員の承諾を得て委託者の備えている資機材を使用することができる。

(1) バリケード等

(2) 案内看板類

(3) 舗装補修用常温合材

(4) オイル吸着剤

(5) 砂

(6) 融雪剤（冬期間のみ）

(7) その他必要に応じた機材で監督員の承諾を得たもの

(パトロール班の編成)

第 17 条 現場作業は通常 2 名（運転者含む）とし、異常時は監督員の指示によるものとする。

(パトロールの履行)

第 18 条 現場作業員はパトロールに適した服装と腕章等により身分を明確にするものとし、また環境の整備等に留意するものとする。